

富山県告示第62号

道路の区域決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり決定したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 練合宮尾線	富山市打出 164番から	最大 52.7	380.9	富山土木 センター
	富山市打出 270番2まで	最小 24.7		

富山県告示第63号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 472号	富山市婦中町高塚字東谷 20番から 富山市婦中町高塚字杉ノ 木谷6番1まで	変更前		最大 12.8 最小 5.4	25.3	富山土木 センター
		変更後		最大 18.4 最小 5.7	25.3	

県道 三室荒屋富山線	富山市中番 190番から	変更前	最大 9.1 最小 8.9	27.9	富山土木センター
	富山市南大場 180番まで	変更後	最大 10.0 最小 9.9	27.9	
県道 流杉双代線	富山市中市一丁目 7番26から	変更前	最大 25.9 最小 12.2	403.0	富山土木センター
	富山市中市二丁目33番8まで	変更後	最大 25.9 最小 16.2	403.0	
県道 砺波細入線	富山市八尾町城生字城鉄砲町山20番3から	変更前	最大 14.2 最小 7.7	110.6	富山土木センター
	富山市葛原字杓窪割1280番1地先まで	変更後	最大 14.2 最小 9.1	110.6	
県道 戸出高岡線	高岡市辻1007番から	変更前	最大 15.7 最小 8.8	369.5	高岡土木センター
	高岡市辻 285番1まで	変更後	最大 17.4 最小 10.6	371.6	
県道 舟見入膳線	下新川郡入善町舟見字亀垣 247番1から	変更前	最大 10.3 最小 7.0	7.9	新川土木センター 入善土木事務所
	下新川郡入善町舟見字亀垣 247番7まで				
県道 舟見入膳線	下新川郡入善町舟見字亀垣 247番13から	変更後	最大 17.5 最小 7.0	7.9	新川土木センター 入善土木事務所
	下新川郡入善町舟見字亀垣 247番7まで				

富山県告示第64号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 472号	富山市婦中町高塚字東谷20番から 富山市婦中町高塚字杉ノ木谷6番1 まで	令和7年2月21日	富山土木 センター
県道 三室荒屋富山 線	富山市中番 190番から 富山市南大場 180番まで	令和7年2月21日	富山土木 センター
県道 富山大沢野線	富山市中市一丁目7番26から 富山市中市一丁目7番37まで	令和7年2月21日	富山土木 センター
県道 流杉双代線	富山市中市一丁目7番26から 富山市中市二丁目33番8まで	令和7年2月21日	富山土木 センター
県道 砺波細入線	富山市八尾町城生字城鉄砲町山20番 3から 富山市葛原字杓窪割1280番1地先ま で	令和7年2月21日	富山土木 センター
県道 中山田家新線	黒部市田家野1089番から 黒部市田家野 134番2まで	令和7年2月21日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 舟見入膳線	下新川郡入善町舟見字亀垣 247番13 から 下新川郡入善町舟見字亀垣 247番7 まで	令和7年2月21日	新川土木 センター 入善土木 事務所

公 告

富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年2月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

道路パトロール業務 ICT 管理システムサービス 一式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約の締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 調達条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。

(3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がAの者として登載されている者であること。

3 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければ

ばならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和7年3月3日（月）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書等

(1) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先
(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 防災危機管理センター7階

富山県土木部道路課

電話 076-444-3108（直通）

(2) 入札参加申込書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和7年2月27日（木）午後5時15分まで

ただし、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に4(1)の公告に関する事務を担当する室課に提出すること。

(3) 入札説明書等の配布

令和7年2月21日（金）から、入札説明書等を富山県ホームページ「入札公告（物品等）」（下記URL）からダウンロードすること。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/buppin/koukokukekka/koukoku.html>

5 入札・開札の日時、場所

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和7年3月6日（木）午前11時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和7年3月5日（水）午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受けていない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、

開札日の前日までに、4(1)の公告に関する事務を担当する室課に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 公告又は入札説明書等に関する質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページ「入札公告（物品等）」（下記URL）に掲載し、公表する。
<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/buppin/koukokukekka/koukoku.html>

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年2月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び予定数量

遠隔操作カメラシステム遠隔操作カメラ おおむね 480式

遠隔操作カメラシステム画像受信部 おおむね 320式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和7年3月7日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年2月21日から同年3月4日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和7年3月19日 午後1時30分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和7年3月19日 午後1時30分

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする各物品1式の1日分の賃借料と予定数量を乗じて得られる金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
-

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年2月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び予定数量

富山県警察運転免許更新時講習用教本 120,000部

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級がA又はBの者として登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札参加申込書を(4)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって

行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を(4)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札参加申込書及び応札仕様書等の提出期限

令和7年3月7日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、入札参加申込書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年2月21日から同年3月4日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和7年3月19日 午後2時

- (4) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により、令和7年3月17日午後5時15分までに4(1)の機関に必着するよう行わなければならない。

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札の日時

令和7年3月19日 午後2時

(2) 開札の場所

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 202会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、1部あたりの単価により行う。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関

係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

(4) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年2月21日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

アイタウン魚津 魚津市相木字池田1064番1 他

2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル

3 店舗において小売業を行う者 株式会社大阪屋ショップ、株式会社良品計画、株式会社ジンス

4 新設の日 令和7年10月5日

5 店舗面積の合計 4,194㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地（北街区）東側1箇所／113台、建物敷地（南街区）東側1箇所／96台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北東側1箇所／4台、建物東側1箇所／23台、建物敷地南側1箇所／27台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側1箇所／40㎡、建物南西側1箇所

／70m²、建物西側1箇所／48m²

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 大阪屋ショップ棟内南西側／20.38m³、
無印良品・JINS 棟内西側／10.50m³

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前8時及び午後9時 ほか

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分～午後9時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所／敷地北側、敷地東側 ほか

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和7年2月4日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和7年2月21日から令和7年6月23日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地

- (4) 意見及びその理由